

賀茂川東岸地域における洪水の痕跡

片平博文

はじめに

1200年の歴史を超えて京の町中を流れる賀茂川（鴨川）¹⁾は、実にさまざまな表情でイメージされてきた川といえる。例えば、「洪水の川」「合戦の川」「流血（処刑）の川」「芸能・演劇の川」「祭礼の川（聖なる川）」などといった形容がその主なものである²⁾。それらの中でも、延暦13年（794）の平安京建都以来現在に至るまで、この都に住む人々がとりわけ強烈に、しかも継続的に抱き続けてきた賀茂川のイメージは、「洪水の川」としてのそれではないだろうか。

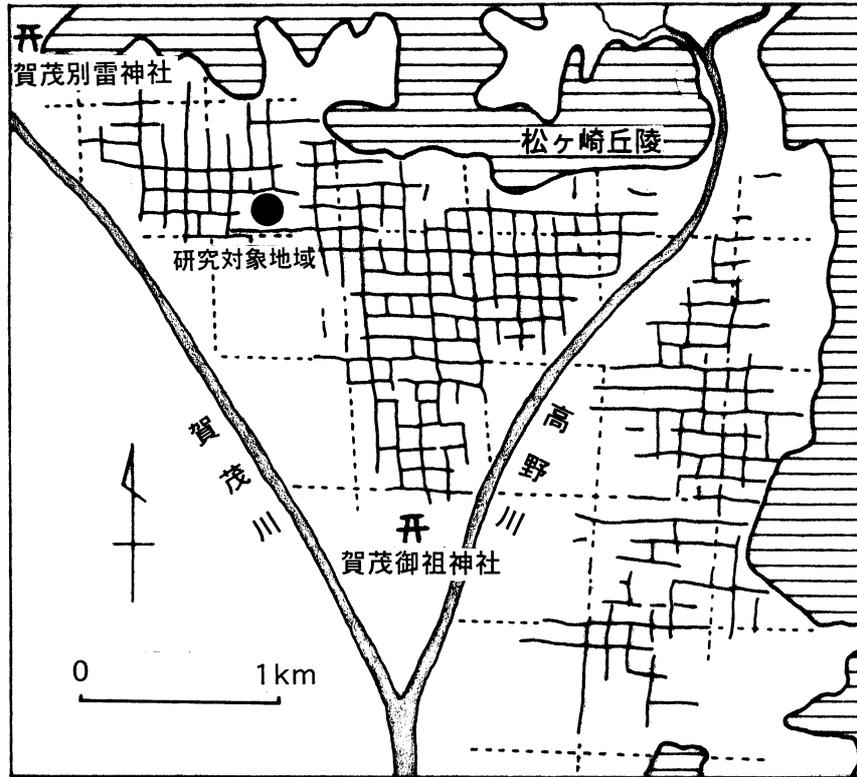
正史である『日本後紀』以降の六国史や『貞信公記』『小右記』『殿暦』などの公家の日記、また寺院史料や僧侶の日記、神社記録・社家日記等には、数々の洪水記録が認められ、そこからは平安京以来の京都を襲った洪水の発生事実や、被害のおおよその実態を把握することができる。

これらの史料類を駆使することによって、歴史時代における賀茂川の洪水実態や時代ごとの発生頻度を分析した研究として、中島暢太郎³⁾や千田稔⁴⁾の論文があげられる。このうち前者は、平安時代から近代にいたるまでの、そして後者は主に平安時代における洪水記録をそれぞれ詳細に分析したものである。また、平安時代を律令期、摂関期、院政期といった3つの時期に分けて、期間ごとの洪水化率（大雨や霖雨が洪水を起こす度合い）を分析したものとして、勝山清次⁵⁾の研究がある。さらに、洪水の発生と治水との関係に触れた研究としては、防鴨河使の観点から分析した渡辺直彦⁶⁾の、また「鴨川堤」や河川周辺地域の実態を描いた増淵徹⁷⁾の各論考があげられる。臈谷寿⁸⁾の成果も、平安時代における洪水の発生と治水対策について触れたものといえる。一方、平安京域とその周辺について、氾濫原の地形変化や遺跡から知られる洪水の痕跡を分析することによって、8世紀以降における洪水氾濫区域を復原し、50年を単位とした洪水発生回数の変動と地形変化との関係について検討したものとして、河角龍典⁹⁾の研究がある。

しかしながら、平安京の周辺において現在までに知り得ている洪水発生の実態や洪水の実態は、すべて歴史時代を通じての主要な居住地域、すなわち賀茂川西岸（右岸）地域＝平安京側に関するものである。反対に、賀茂川の東岸（左岸）地域に発生したと確かに考えられる洪水の史料については、江戸時代における賀茂別雷神社付近の事例を除いて、これまで皆無といってよいほど確認されていない。一般に災害の記録は、多くの人々が被害を受けた場合には残りやすく、そうでない場合には残りにくい。こうした中で、『源平盛衰記』の巻4¹⁰⁾に出てくる白河院の「天下三不如意」として知られる有名な語は、賀茂川東岸地域における洪水の実態を示した数少ない事例といえるかもしれない。当時、絶対的な権力を持って政治を推進していた白河院は、「賀茂川ノ水、双六ノ賽、山法師、是ゾ朕心ニ随ヌ者」と嘆き、しかも「常八仰ノ有ケル」と伝えられている。「賀茂川ノ水」に対する白河院の認識が、その御所であった白河殿から見たものであり、かつ当時の賀茂川に面する白河殿の西側が浸食されて河原になっていくありさま¹¹⁾を示したものとすれば、11世紀末から

12世紀初頭にかけての賀茂川東岸の実態を知ることのできる貴重な記録といえるだろう。

小論では、残されている記録が皆無に近い賀茂川の東岸地域に注目し、そこに発生した洪水の痕跡について、条里型地割の分布・残存状況や古地名を手がかりとして分析することにしたい。河川の氾濫によって土砂を伴った溢流が耕地をおおった場合、必ずといってよいほどその痕跡が残るとされている。こうした歴史時代の景観を復原するために、土地割や地名の分析は、非常に有効な手法といえる¹²⁾。具体的な研究対象地域は、愛宕郡の北部にあって、賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神社（下鴨神社）と松ヶ崎に囲まれた、賀茂川の東岸地域である（第1図）。



第1図 愛宕郡北部の条里型地割と研究対象地域

（『史料京都の歴史 第8巻』（1985）などにより作成）

・賀茂川流域における条里型地割の分布

1. 桂川北岸地域と賀茂川西岸地域

建都以来、平安京に深刻な洪水の被害を与えてきた主な河川は、桂川と賀茂川であろう。洪水の発生事実を記録した平安時代の史料によると、例えば『日本文徳天皇実録』¹³⁾の天安2年（858）5月15日に載る「陰雨不_レ止、洪水汎溢、東西両河、人馬不_レ通」や、『日本三代実録』¹⁴⁾貞観2年（860）9月15日の「風雨不_レ止、都城両河洪水、人馬不_レ通」のように、桂川と賀茂川が同時に溢れることによって平安京に大きな被害を及ぼしたケースが少なくない。同様の記録は、その他『日本三代実録』貞観16年（874）8月24日、同じく仁和3年（887）8月20日、『日本紀略』天曆3年（949）8月1日、同じく天元3年（980）7月15日、同じく正暦3年（992）5月26日、『中右記』『殿曆』長治2年（1105）5月12日、『玉葉』建久元年（1190）8月17日などにも認められる。

いま、平安京側にあたる桂川北岸（左岸）地域について、大正年間に測図された縮尺3000分の1

『京都市都市計画図』¹⁵⁾をみると、嵯峨南部から梅津、太秦南部、西京極にかけて広がる農地の道路・畦畔、水路網は、桂川の流下方向に沿うように、不規則な形態をしていることが分かる。しかし、かつてこの地域に整然とした葛野郡の条里地割が広がっていたことは、貞観15年(873)の成立と推定される『広隆寺資財帳』や、寛平2年(890)頃の状況を示すとされる『広隆寺資財交替実録帳』などから明らかである¹⁶⁾。

桂川北岸地域の葛野郡条里については、同史料「水陸田」の項目にある「五條荒卷里」内の「八坪、九坪、十坪、十五坪、十六坪、十七坪」の6か坪を占める広隆寺の位置、「川所」「荒木」「松本」「堤本(土本)」といった文書にみられる地名と現存地名との対応、「市川」の里名(五條市川里)にまつわる神社(「市河神」すなわち市川神社)の所在、「六條並里十七坪」に存在した双池の位置等を手がかりとして復原することが可能である¹⁷⁾。また、上記2史料中の「水陸田」の項目によれば、条里地割の一坪(面積1町)ごとに固有の地名が付され、かつ田畠の詳細な記述がなされていることから、少なくとも9世紀末の段階では、一坪ごとの整然とした条里地割が存在していたことは間違いない。さらに、一坪内の状況に注目すると、その面積は1町すなわち10段となり、1段=360歩と換算されるが、上記2史料には、面積が「3段」「9段」といったまとまりのよい数値のほか、1段をさらに10等分した面積の整数倍に相当する72歩、108歩、144歩、180歩、216歩、252歩、288歩、324歩などの数値がしばしば記載されていることから、一坪内の土地割も、長地型や半折型といった条里地割本来の区画が基本となっていた様子が推定される。しかし、それら記載内容と現存の道路・畦畔や土地割との整合性は決して高いとはいえず、桂川北岸地域の葛野郡条里は、現在では理論的・概念的な復原の段階にとどまらざるを得ない。いずれにせよ、この地域における土地割の乱れが桂川の度重なる氾濫によって形成されたことは、戸口伸二の報告からも明らかである¹⁸⁾。

今度は、賀茂川の流域についてみてみよう。賀茂川から溢れた水が平安京を襲った記録として、「両河」が溢れたとする上記史料の他に、例えば、『扶桑略記』¹⁹⁾延長2年(924)5月7日の「雨如_レ沃、終日不_レ止、京中洪水、鴨河往還不_レ通」、『日本紀略』²⁰⁾応和2年(962)5月29日の「洪水泛滥、京路不_レ通、鴨河堤壊破」などがあげられる。同様の記録としては、ほかに『貞信公記』天曆元年(938)6月20日、『日本紀略』天元2年(979)6月8日、同じく長徳2年(996)閏7月10日、『権記』長保2年(1000)8月16日、『御堂関白記』長保6年(1004)6月2日、『左経記』寛仁元年(1017)7月2日、『日本紀略』長元2年(1029)4月21日、『中右記』承德2年(1098)6月3日、同じく大治2年(1127)7月18日、『本朝世紀』康治元年(1142)9月2日、同じく康治2年5月5日、『台記』久寿元年(1154)8月3日、『山槐記』応保元年(1161)7月4日、『玉葉』承安3年(1173)5月9日などがある。

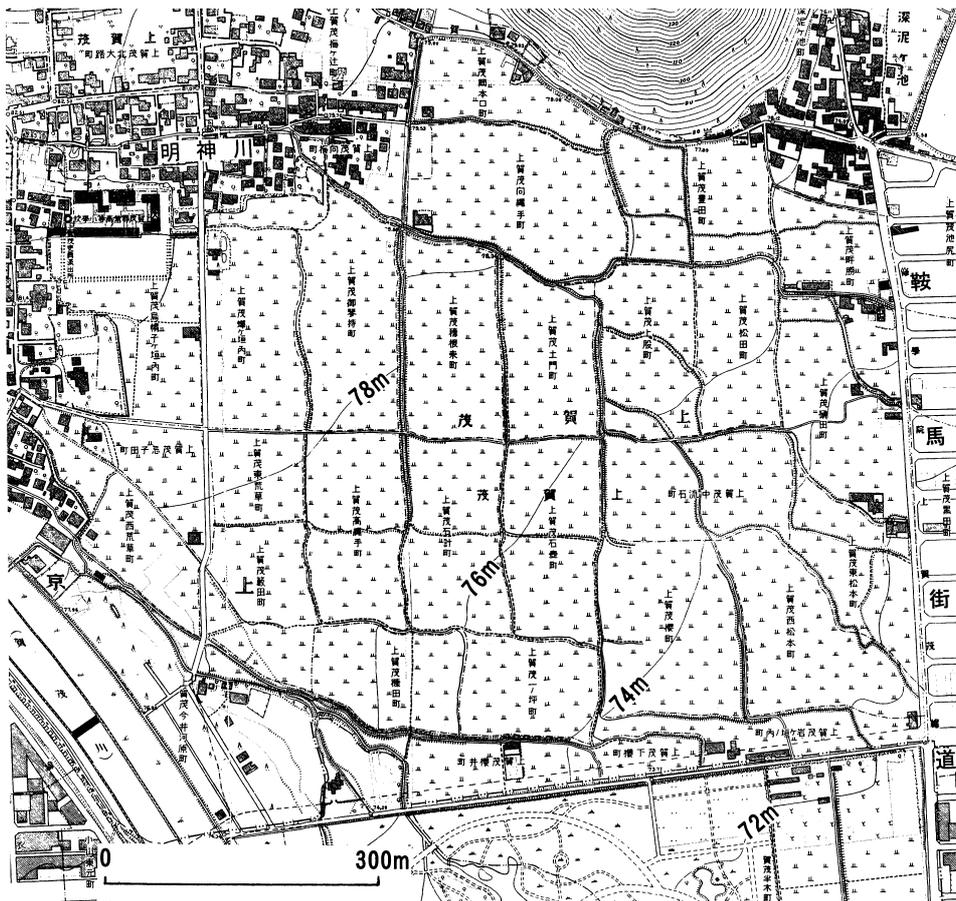
これらの洪水記録を踏まえて、まず平安京北部にあたる賀茂川西岸(右岸)地域の条里型地割の状況をみてみたい。この地域の東側の部分はおそらく愛宕郡に含まれ、賀茂川東岸地域の地割方向がここにまで続く可能性がある²¹⁾。先述の3000分の1『京都市都市計画図』等を見ると、現在の西賀茂、大宮、紫竹、紫野の東部、小山にかけての地域では、堀川や小川、若狭川などの氾濫によって生じたと考えられる土地割の乱れが線状・帯状に連続しているものの、付近の条里型地割は部分的にたどることが可能で、あまり大きな土地割の乱れとはなっていない。また、賀茂川に近いところでは、部分的に本流の影響と考えられる乱れが存在する。その道路や畦畔、水路の方向は必ずしも同方向に一定していないが、全体として条里型地割の破壊程度は、桂川北岸地域ほどではないことが明らかである。こうした事実は、氾濫時における賀茂川の流量や氾濫規模が、桂川のそれに比べてかなり少なかったことを意味するものである。

また賀茂川の西岸地域に関して、中世末の史料ではあるが、『大徳寺文書』元龜3年(1572)11月22日の大徳寺「瑞峯院之内紹胖分」指出²²⁾に、「いちかつほかもかりうけ 本米参斗」という記述があり、この「いちかつほ」の場所が大徳寺北東方向にあたる大宮郷内の「一ノ坪」に相当すると考えられる²³⁾ことから、賀茂川の西岸にもかつて条里プランが広がっていたことは間違いない。

2. 賀茂川東岸地域

次に、賀茂川の東岸地域には、近年の宅地開発が進むまで、整然とした条里型地割が広がっており、数詞のついた坪地名が確認されているほか、愛宕郡の条里プランも復原されている²⁴⁾。ところが、先の3000分の1『京都市都市計画図』等によれば、植物園の北ないし北東部から東部にかけての地域のみ、土地割が大きく帯状に乱れている区域が認められる。この区域は、現在の上賀茂畔勝町・榊田町から松本町・岩ヶ垣内町の付近にかけてであり、北西部の上賀茂畔勝町付近を頂点とし、南東の方向に広がっている。帯状に土地割の乱れたこの部分をさらに上流側にたどれば、上賀茂地域の田地を潤す幹線水路から、社家町が軒を連ねる明神川を経て賀茂別雷神社境内を通過し、やがて賀茂川にまでさかのぼる。すなわち、賀茂別雷神社の境内を流れ出ると、明神川は灌漑水路でもあったのである²⁵⁾。

第2図は、『京都市都市計画図』の「上賀茂」図幅の一部であるが、現在では消えてしまったいくつかの旧町名が記されている。それによると、条里型地割の乱れた区域は、「上賀茂二股町」「上賀茂中流石町」「上賀茂東松本町」「上賀茂西松本町」「上賀茂岩ヶ垣(ノ)内町」にかけてである。このうち、「上賀茂二股町」の「二股」とは、例えば道路や水路が2つに分かれた状態を、また「上



第2図 土地割が乱れた区域と条里型地割の分布
(『京都市都市計画図』の「上賀茂」図幅により作成)

賀茂中流石町」の「流石」とは洪水堆積物を、それぞれ示唆している地名といえる。『往来田古帳』『地からみ帳』『検地帳』等の膨大な史料を駆使して、中世以降における賀茂別雷神社境内諸郷の耕地の実態を明らかにした須磨千穎²⁶⁾によれば、「二股」は少なくとも中世末に起源をもつ地名である。また「流石」については近代以降の地名とするが、南北朝末期頃の成立とされる『往来田古帳』や宝徳3年(1451)作成の岡本郷『地からみ帳』には、同じ場所に「石田」や「小石田」²⁷⁾の地名がみられると指摘している。こうした地名の分析より、この区域において条里型地割が乱れた時代は、少なくとも中世にまでさかのぼると推定することができる。以下では、須磨の成果²⁸⁾に大きく依拠しながら、この地域における洪水の痕跡を分析することにしたい。

・ 不規則な土地割の形成プロセス

改めて第2図をみると、不規則な土地割が広がる区域の道路や水路は、その周辺部の条里型地割とは違って、「上賀茂二股町」付近から傾斜に沿って南東方向に広がっている。その長さは、地形図上で計測すると約615mに及ぶ。「上賀茂二股町」の北西部付近には標高78mの、また南東部の「上賀茂東松本町」「上賀茂西松本町」には72mのそれぞれ等高線が走っていることから、両者間の比高はおよそ6mとなり、9.76%という平均勾配が求められる。賀茂川流域の平均勾配が7%ということであるから²⁹⁾、この区域に限ってはほんの少しではあるが、数値が高くなっている。

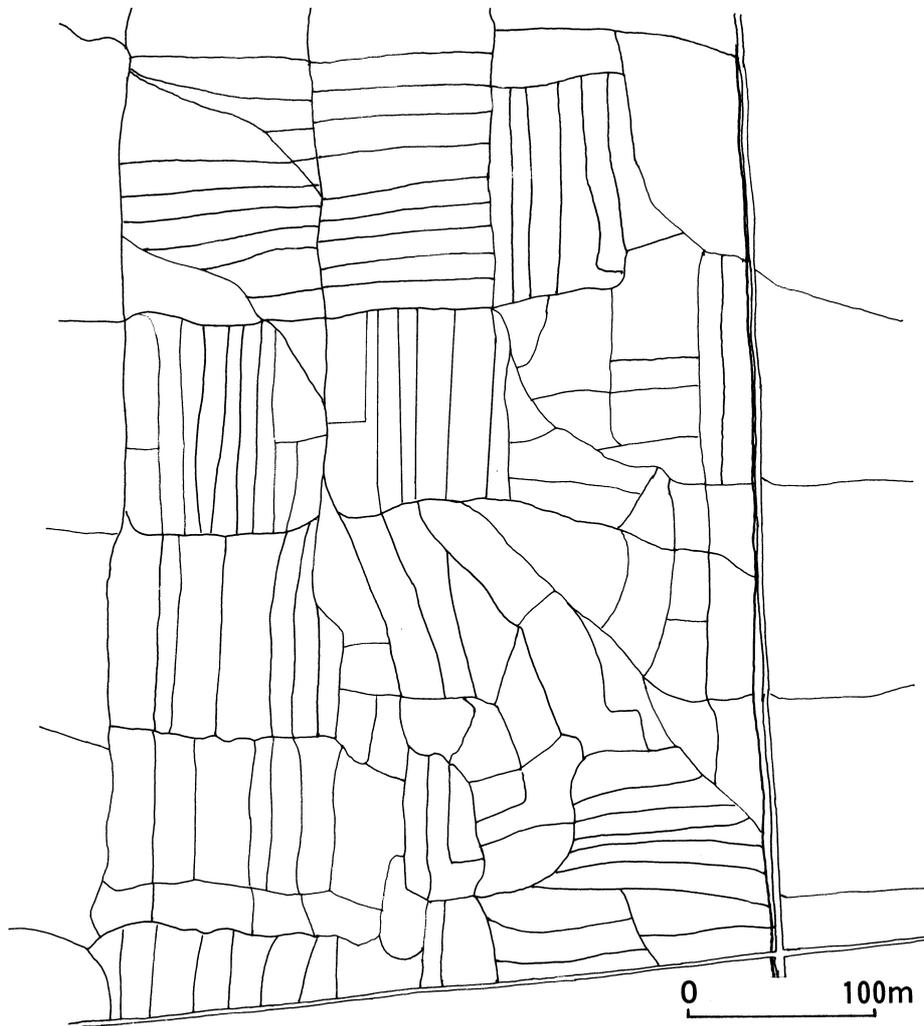
また、不規則な土地割が広がる区域とその周辺部の耕地を一筆ごとに示したものが、第3図である³⁰⁾。現在では新しい道路区画が敷かれ、この区域は住宅地におおわれてきているが、市街地化の進展以前には、水田を主とする一面の耕地であった。土地割が不規則な区域では、道路や水路が平行あるいは分かれながら北西-南東方向に走っており、その影響を受けて土地割の形態は、同方向に細長く延びるものがいくつもみられる。

この付近の条里型地割は、東西方向ないしは南北方向の長地型を呈するものが圧倒的に多い。このうち、第3図の北部では東西方向のものが目立つが、中部から南部にかけては、ほとんどが南北方向に長い長地型の土地割となっている。したがって、この付近に至るまでの幹線水路やその他の灌漑水路は、その多くが東側ないし南側の方向に流れ下るものである。この形態は、不規則な土地割が広がる区域のそれとは、大きく異なるものといえる。

土砂を伴った大量の水が、速い流速で灌漑水路から溢れて水田に流れ出ると、その付近は洪水堆積物で覆われてしまう。堆積物が複数の水田を覆い尽くすような、ある程度規模の大きな洪水に見舞われた場合、そこは、しばしばもとの土地割の形態に復旧することが困難となる。不規則な土地割が広がる区域は、まさにこのような影響を何度か受けることによって、形成されたものと考えられる。

一筆ごとの耕地の比高³¹⁾や形態等を主な指標として、不規則な土地割が広がる区域における土地割の形成プロセスを推定することが可能である。第4図は、それぞれ同時期に形成されたと考えられる複数の耕地を、いくつかのブロックに分けたものである。

まず、図中の道路(イ)-(ロ)は、条里型地割の坪界線の一部を構成していると考えられるが、(ロ)のすぐ南側において、ブロック2の耕地によって切られている。したがって、ブロック2の部分は、条里以降に形成された土地割であるとみなされる。しかしブロック2は、ブロック1の耕地を、その北端の部分で断絶させている。この事実から、両者の形成順序は、ブロック1の方がより早かつ

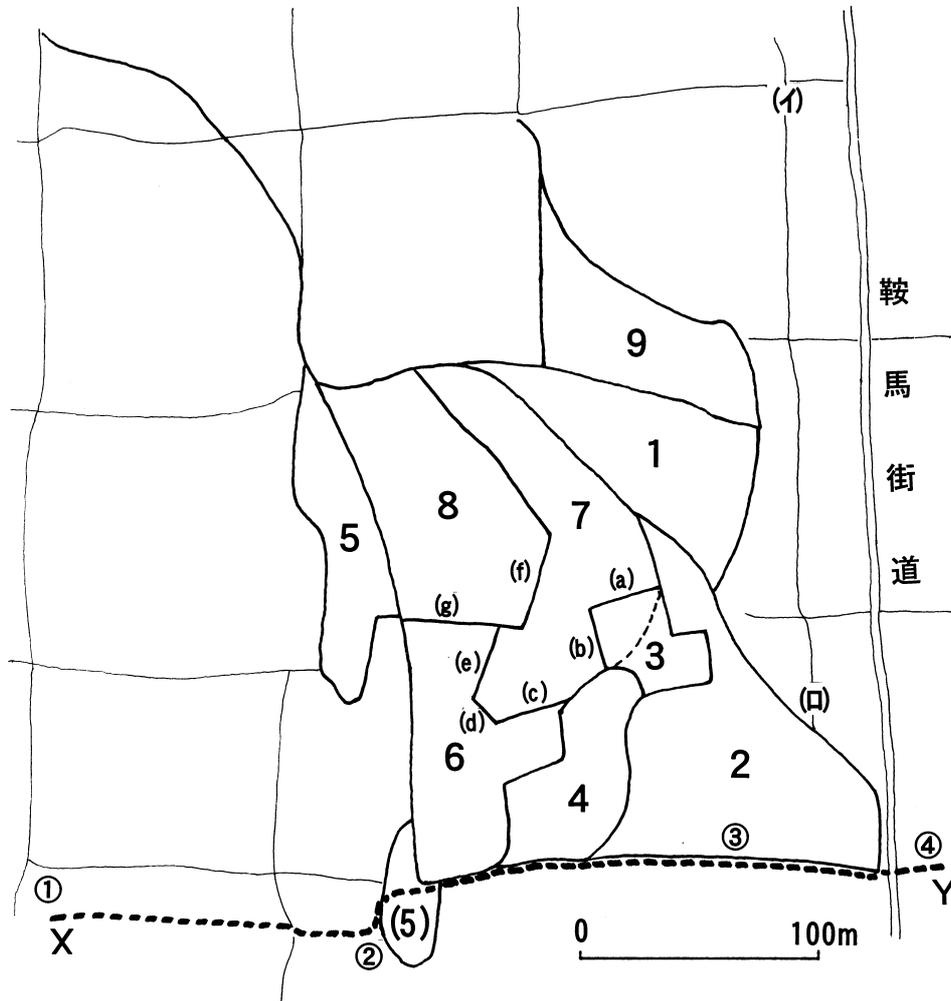


第3図 昭和初期における土地割の分布
(空中写真などにより作成)

たものと判断される。

同様の方法で、ブロック2とブロック3とを比較すれば、2は3によって、その土地割の一部を切り取られていることが分かる。しかも耕地の比高は、ブロック3の方が高い。これは、ブロック2の上に、ブロック3の土地割が形成されたことを意味するものである。しかしブロック3は、ブロック4によってその南西部が、またブロック7によっても、その北部ないし北西部がそれぞれ切り取られている。さらに、耕地の比高はブロック3に比べて、ブロック4・7の方がわずかに高い。またブロック4は、ブロック6と7によって、その土地割の一部が切り取られている。比高についても、ブロック6の東側部分は、ブロック4よりも高い。これは、ブロック4に比べて、ブロック6や7の土地割の方が、相対的に新しいことを示している。

ブロック5と(5)とはお互い離れているが、それぞれ南北方向に細長い形状を呈していることから、同じ洪水によって形成された可能性が考えられる。これまでみてきたブロック1およびブロック2・3・4・6の各土地割は、すべて南東または南南東方向に延びていることが確認される。ブロック5および(5)の土地割は、両者とも真南かそれよりもやや西側方向に延びており、他のブロックの土地割とはその方向が微妙に異なるものといえる。一方、ブロック(5)の土地割は、ブロック6によって切り取られていることから、ブロック6よりも前に形成されたことが確実である。ま



第4図 土地割が乱れた区域における耕地のグループ（ブロック）

（空中写真などにより作成）

太線が各ブロックの境界、また細かい線は条里型土地割の坪界線を示す。

た、ブロック(5)と4とがともにブロック6によって切り取られていることから、(5)と4が同じ洪水によって形成されたものとも考えられる。しかし、すでにみたブロック2と4の南縁部は、それぞれ第4図中のX-Yのところまで途切れているのに対し、ただ(5)だけがこの線（河川）を越えてさらに南側にまで達している。したがってブロック(5)は4の連続とするよりも、土地割の方向やその形状等から判断して、むしろ北側にあるブロック5と同時期に形成されたとみるべきであろう。ただし、ブロック4とブロック5・(5)とのいずれが先に起きた洪水によるものか、その前後関係を特定すべき積極的な証拠は見いだされない。しかし、ブロック4とブロック5・(5)とは、それらの土地割の方向から考えて、同時に生じたものとは考えられない。また、ブロック1 2 3 4 6へと、それぞれ土地割の分布する場所が次第に西側ないし南西側へとずれてきていることから判断すれば、ブロック4はブロック5・(5)よりも前に形成されたとも考えることも可能である。

なお、第4図中のX-Yは、近代以降の地形図では確認されないが、かつてここを流れていた河川（主要灌漑水路）の流路であった。すなわち、宝徳3年（1451）の状況を示す中村郷『地からみ帳』によれば³²⁾、X-Yに沿った場所の耕地記載に、「次ノ北ノ川上 一反 ヨコタ」、「次ノ西、川ハタ 半」、「次ノ南、河ノキハ 半」、「次ノ川ノ北、南ノ一、鞍馬大道ノハタ 一反半」

といった記述が認められる。また第4図には描かれていないが、のすぐ南東にある坪の最も北側の耕地には同じく「次ノ南、川ノハタ エノコ田 一反」、さらにその東隣の坪を指して「次ノ川の南 一丁」と、それぞれ「川」の存在を示す記述がある。これらの記述はすべてX-Yに沿って一直線に連続することから、少なくとも15世紀の半ば頃には、河川と表現されるような主要灌漑水路があったものと考えられる³³⁾。

続いてブロック7であるが、これらはブロック2・3・4・6の各土地割を切り取る形でその上を覆っている。したがってブロック7の形成は、ブロック2・3・4・6のいずれの土地割よりも新しいと考えられる。一方、ブロック5・(5)と7との前後関係は必ずしも明確ではないが、ブロック6の前に形成された(5)の土地割が、さらに北側に延びてブロック5と連続していたことを想定すれば、ブロック7の方が相対的に後になって形成されたものとするのが自然であろう。そう考えるならば、ブロック7の土地割を形成する原因となった洪水は、再び南東ないし南南東方向に流れたことになる。

最後にブロック8は、これまでで最も高いところに位置し、かつ土地割の方向もこの部分だけがわずかに他と異なっている(第3図)ことから、形成順序はブロック6や7よりも後のことであろうと考えられる。またこれらとは別に、第4図の北東部には、ブロック1を覆う別の土地割群である、ブロック9の存在が確認される。

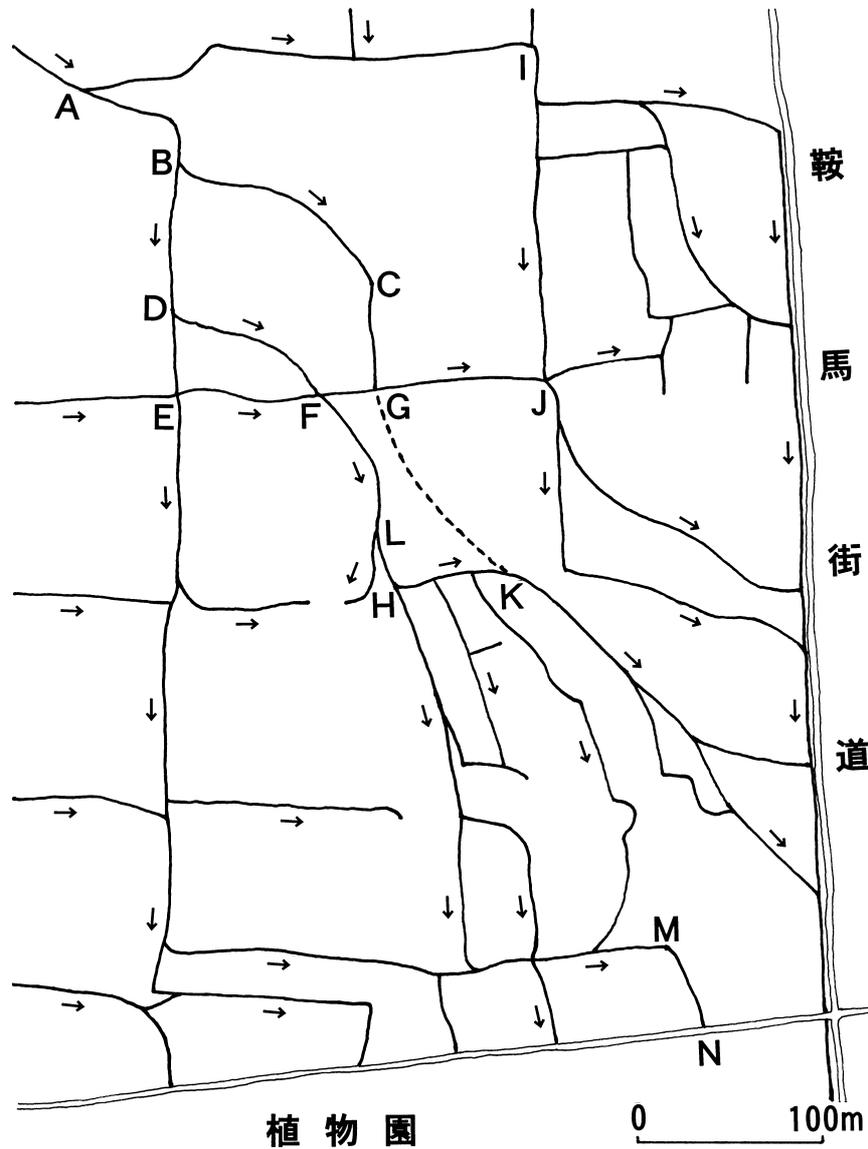
以上、この区域を9つのブロックに分けて、それぞれ形成の前後関係を検討してきたが、この区域の土地割は、ブロック1 2 3 4()5 6 7 8の順に形成されたことが検証された³⁴⁾。なお、ここでもう一つ指摘しておきたいのは、ブロック3と7、ブロック6と7・8、ブロック7と8などの境界が、それぞれ直線的になっていることである(第4図の(a)-(g))。この地域への洪水は、常に北側ないし北西側から侵入したことが確実であるから、これら直線的な畦畔が自然の作用によって形成されたとは考えにくい。これらがすべて、洪水の侵入方向とは全く逆の場所(下流側)に位置していることから、むしろ洪水後の人為的な修復の結果とみるべきである。そうだとすれば、例えばブロック3と7との洪水直後の境界は、ブロック3の中に波線で示したような形であったと考えるのが妥当である。これら人為的な修復の結果と思われる直線的な畦畔は、より後の時代に形成されたと考えられるブロック7と8の境界に多く集中していることに注目しておきたい。

・洪水の発生時期

前章では、第3図や第4図に示された区域に、少なくとも9回にわたる洪水被害の及んだことが明らかにされた。ここでは、不規則な土地割の形成につながった洪水がいつ頃発生したかについて考察することとしたい。

1. 条里の坪界線に沿わない水路の形成

第5図は、土地割が乱れた区域付近とその上流側におけるおもな灌漑水路を示したものである。図に示されたHやKの南側の区域を襲った洪水は、賀茂川本流から明神川をたどり、A付近からB-C-GやB-D-F-L-Hを経てもたらされたはずである。このうち、B-C、D-Fなどの灌漑水路は条里の坪界線に沿っておらず、いずれもA付近とHまたはKとを結ぶ延長線上にあって、



第5図 主な灌漑水路とその流路方向
(空中写真により作成)

南東方向に延びている。では、これらの坪界線に沿わない水路は、いつ頃形成されたのだろうか。

第6-1図は、近代に作成された字限図の土地割をもとに、宝徳3年(1451)岡本郷『地からみ帳』にみられる「ムクカ本」とその南側にあたる「小石田」付近の耕地記載を、須磨による現地比定に基づいて示したものである³⁵⁾。この場所は、第5図のほぼB-E-G-Cによって囲まれる坪とその南側の坪とにあたる。この付近のようすについて、『地からみ帳』にある耕地の所在を示す記載と田積とを図中の耕地番号にしたがって示せば、「小石田ノ東ノ一一反ハヲリ」、「次ノ北一反半折、溝ノ上ヘカヽル」、「次ノ東、東ヘカヽル 二反 ムクカ本」、「次ノ東ノ南一反」、「次ノ北一反」、「次ノ北一反」、「次ノ北三反」、「次ノ東ヘカヽル一反半」、「次ノ北、溝ノ北一反」となる。このうち、耕地と土地割がそれぞれ半折型となっていること、また耕地が一筆とはならず水路を挟んで「溝ノ上」にまたがっていること、さらに「ムクカ本」に位置する耕地およびその少し北側の耕地が、ともに水路・道路を挟んで「東ヘカヽル」状態となっていること、そして耕地が「溝ノ北」側に位置していることなどから、第

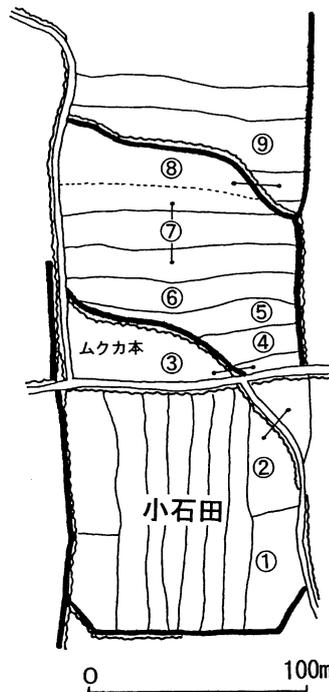
6-1図のような坪界線に沿わない水路を間に含む土地割の形態が、そのまま15世紀半ばにまでさかのぼれることは確実である。

ところが、寛喜3年(1231)正月14日の田地沽却に触れた『日野文書』中の「賀茂某田地売券」³⁶⁾では、宝徳3年の『地からみ帳』で土地割の乱れが確認されたまさにその場所に、「合五段内 南二段者放了、北三段也、但字岡本郷むくか本」の記述がみられ、鎌倉初期にあたる寛喜年間にもそこに耕地が存在していたことがわかる。また、「むくか本」にあったその耕地の周辺は、「四至東限溝、西限溝、南限阿世、北限道」という状況であった。この記述から、沽却された耕地を含む坪(むくか本)は、東西に灌漑水路が流れ、北側には道があったとみられる。また、沽却された耕地の南には畦畔があること

から、その南側にも耕地が存在していたと考えられる。さらに、耕地を「南二段」「北三段」と表現していることから、第6-2図に示したような、東西方向に細長い長地型の土地割を想定することができる。これらの状況を踏まえると、沽却された耕地は第6-1図の北側の坪中に比定することが可能である。したがって、宝徳年間にみられた条里型地割の乱れは、寛喜年間にはまだみられなかったことが確実となる。以上の事実から、坪界線に沿わない灌漑水路B-C、D-F(第5図)は、寛喜3年から宝徳3年の間に形成されたものと推定することができる。そうだとすれば、HやKの南側に広がる不規則な土地割の形成についても、寛喜3年以降のものである可能性が高い。

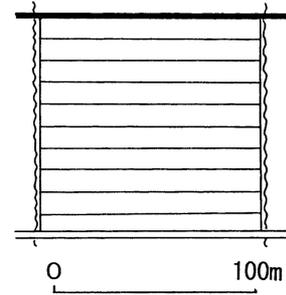
2. 土地割と『地からみ帳』『検地帳』の耕地記載との対応

この区域における洪水の発生時期を知る手がかりとして、「殿垣内」の地名がある。第4図の中で、ブロック2の大部分は、宝徳3年中村郷『地からみ帳』によれば、「殿垣内」に属していたことが分かる。「殿垣内」の地名は、さらにさかのぼって南北朝の末期頃に成立したとされる『往来田古帳』にも認められる。須磨は、「中村郷殿垣内」に複数の往来田が存在していたことを指摘し、その耕地のいくつかは宝徳3年の「殿垣内」と重なる場所にあったと推定している³⁷⁾。そうだとすれば、地名としての「殿垣内」は少なくとも14世紀末の南北朝末期頃には成立していたことになり、おそらくその土地割もまた、その頃までに形成されていたとみることができる。したがって、ブロック2の区域を襲った洪水は、南北朝末期以前の発生ということになる。ブロック2によって土地割の一部が切り取られているブロック1の形成についても、当然それ以前ということになる。



第6-1図 「ムクカ本」付近の耕地形態

(宝徳3年『地からみ帳』により作成)
二重線および太い実線は道路、また細い実線は畦畔、波線は灌漑水路を示す。



第6-2図 「ムクカ本」における寛喜3年の土地割
(『鎌倉遺文』古文書編第8巻(1974)により作成)
図中の凡例は、第6-1図に同じ。

また洪水の発生時期を知るために、復原された灌漑水路G - Kが他の手がかりとなる(第5図)。すでにみたように、この区域にはB - C, D - F, F - Lのような、条里の坪界線に沿わない灌漑水路が存在する。洪水はこれらの水路を経て、その下流で溢れたと考えられる。ところが『京都市空中写真』から、条里に沿わないもう一本の灌漑水路G - Kの存在が判読される。これは、近代以降の地形図には表現されていない歴史時代の水路である。またこれは、条里に沿っていないことから、条里制が施行される以前の水路とも考えられるが、G - KがB - C - GおよびKから下流に広がる不規則な土地割の縁辺部と見事につながることで、かつてはB - C - G - Kと連続する水路であったとみなし得る。ところが、この水路が流れている坪(チウノ坪)は、空中写真では南北方向の長地型に近い土地割で占められている。『地からみ帳』『検地帳』を分析した須磨の現地比定³⁸⁾に従うと、「チウノ坪」の地名がついたその坪の土地割は、宝徳3年にはその坪の東側から「次戌亥、チウノ坪、東ノ一 半」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 二反」、「次ノ西ノ縄手極 二反半」となっている。また享禄5年(1532)には、同じく東から「チウヨリハシマル、但東ヨリ一 半」、「次ノ西 二反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 三反」、「次ノ西 半」、「二反」とあり、そして天文20年(1551)には、また同じく東から「チウ 東一 半」、「次ノ西 二反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 一反」、「次ノ西 二反」、「次ノ西 小」、「次ノ西 二反」とそれぞれ田積の記述がみられる。

「チウノ坪」における宝徳、享禄、天文の各田積から知られる土地割は、それぞれ坪の東側で細分されているのに対し、西側では比較的大きくなっていることが分かる。中でも宝徳3年「チウノ坪」における土地割は、その東側の4反半分が5筆に分かれているにもかかわらず、西側については同じ4反半分が、「次ノ西 二反」、「次ノ西ノ縄手極 二反半」とわずか2筆となっている。仮に、この2筆を構成する 土 の土地割の境界に、斜めに走る灌漑水路G - Kを当てはめてみても、その記載内容は全く変化しない。しかし、享禄5年と天文20年の『検地帳』に記された「チウノ坪」西側の田積は、享禄「次ノ西 半」と天文「次ノ西 小」となって、それぞれ「半」または「小」の土地割が形成されていることに気づく。これは、第3図からも明らかのように、近代の土地割にむしろ近いことを示すものである。

さらに、『京都市空中写真』を用いて「チウノ坪」内における畦畔の状態を、周辺部にある他の坪のそれと比較すると、「チウノ坪」の畦畔の多くは非常に直線的で、その幅も細く繊細である。しかしその他周辺の坪の畦畔は、長い時間が経過していることを反映して、いずれもわずかに屈曲あるいはうねりを示している。この違いは、両者の土地割の形成時期に差のあることを意味するものである。すなわち、「チウノ坪」の土地割は、空中写真から判読する限り、明らかに他の坪のそれよりも新しいのである。この事実より、「チウノ坪」の土地割は、宝徳3年以降に改変された可能性が高い。なぜこの坪の土地割だけが改められたのか定かではないが、ブロック7や8の区域への洪水は、灌漑水路G - Kの存在がなければ考えられない。さらに、すでにみた享禄5年や天文20年の土地割が、直接近代のものとなつたならば、少なくともブロック7や8の区域を襲った洪水は、享禄5年までに発生したと考えることも可能である。

さらに、洪水の発生時期を特定する手がかりとして、ブロック5の土地割が参考になる。ブロック5を含む「上サクラ坪」について、宝徳3年『地からみ帳』の記載は、坪の東側から「次ノ南、上サクラ、東ノ一 一反半」、「次ノ南下 一反」、「次ノ西 半」、「次ノ西、丁通 一反」、「次ノ西 一反」……とあって、第3図中の土地割との対応が容易にできる。すなわち、耕地記

載 「一反半」と 「一反」は、まさにブロック5の部分にあたる。 の「半」は、ブロック5の西側南部の場所であろう。そして になって初めて、「上サクラ坪」の北から南までを占める土地割となる。 の記載は「丁通」とあり、この場所が坪の界線から界線まで（ここでは北から南まで）を占めているようすを表している。これら宝徳3年『地からみ帳』と第3図の土地割とが確実に対応することから判断して、ブロック5の部分を襲った洪水は、宝徳3年までに発生していたことが分かる。となれば、ブロック4やブロック3の各土地割についてもまた、宝徳3年以前に形成された可能性が極めて高いと考えることができる。

ブロック6と7・8の部分については、これらの南部に比定されるべき宝徳3年『地からみ帳』の記載が欠失していることにより、須磨による現地比定が、当時の土地割を反映したものとなっているかどうかは確認できない。「次ノ北」「次ノ東」といった一部耕地の配列が不自然となっている個所がみられることより、宝徳3年時点ではブロック6と7・8の土地割は形成されていなかった可能性がある。例えば、ブロック6・7・8の区域やブロック1とその東側の地名である「松本」（現在、上賀茂松本町）は、南北朝末期頃の成立とされる『往来田古帳』にも載っており³⁹⁾、この付近では比較的古い地名である。宝徳3年『地からみ帳』によると、「松本」に関する耕地記載は「次ノ東ノ下、松本 小」とあって、次に出てくる地名である「チウノ坪」までは、以下面積が「二反半」「一反」「半」「二反」「一反」となっている。この記載をそのまま解釈すれば、宝徳3年当時の「松本」は、計7反小の面積を占めていたものと考えられる。ところが100年後の天文20年における「松下」の範囲⁴⁰⁾は、計35筆もあって面積3町5反150歩にも拡大していた。この範囲は、宝徳3年における「松本」の領域はもちろんのこと、ブロック6や7・8をも含むものである。こうした地名の領域の非常に大きな変化はまた、その土地の急激な変化をも示唆するものといえる。ちなみに、岡本郷や中村郷に含まれる地域の地名には、3町5反以上もの広い領域を占めるものは他にみられない。面積からみても、「松本（松下）」は、きわめて例外的な地名となっている。

しかし、天文19年（1550）中村郷『検地帳』の記載によれば、ブロック4の西側部分を示す「次南 一反」に続いて、ブロック6の部分の記述が「次西、岸上 一反」「次西、かち田西迄 一反」となっている⁴¹⁾。これは、ブロック4に比べて6の方が相対的に高いこと、またブロック6の西端までが1筆に納まることを示すものであり、まさに『京都市空中写真』の判読結果と合致する。この事実から、ブロック6の土地割が天文19年には形成されていたことは確実である。

最後にブロック9については、その北側、西側、そしてブロック1との境界である南側がそれぞれ畦畔および灌漑水路によって囲まれていることが空中写真の判読より明らかである。ところが、宝徳3年中村郷『地からみ帳』には、ブロック9の北隣に位置する耕地に関して、「次ノ西丑寅、ミソノ下 半」や「次ノ北上へカヽル 二反」等の記載が認められる⁴²⁾。空中写真の土地割からみれば、該当の耕地は灌漑水路の北側、すなわち上側に位置しており、決して「ミソノ下」ではない。また「上へカヽル」という表記は、すでに「ムクカ本」においてもみたように、耕地が畦畔や灌漑水路をまたいでその両側にまたがっているという意味である。ところが該当の耕地は、そのような形態とはなっていない。須磨による現地比定の場所が大きく違っているようにも思えないことから、この付近における宝徳3年の土地割は、近代のそれとは異なっていたことが分かる。同様に、享祿5年の岡本郷『検地帳』や天文20年の中村郷『検地帳』でも、宝徳と同じ耕地に「上へカヽル」や「ミそまたけ」などとあることから、宝徳3年の状況は少なくとも天文20年まで続いていたと考えられる。これは、おそらくブロック9北側の畦畔や灌漑水路が現在と大きく異なっていたためであ

ろう。これらのことから考えて、ブロック9への洪水は、天文20年以降の発生と判断することが可能である。

・ おわりに ～なぜこの場所で洪水が頻発したか？～

土地割の形成時期を分析することによって、ブロック1～ブロック5の各土地割は、おそらくブロック4も含めて宝徳3年(1451)までに成立していたこと、また、そのうち少なくともブロック1とブロック2とは、南北朝末期頃(おそらく1380年代から90年前後)までに成立していたことが明らかとなった。一方、ブロック6とブロック7・8は天文19年(1550)ないし天文20年(1551)までの間に形成されたことが確実で、ブロック9については天文20年以降の形成であることが判明した。また、ブロック6・7・8は、宝徳3年から享禄5年(1532)までの間に形成された可能性も考えられる。したがってこの区域には、少なくとも9回の洪水が発生したことになる。では、なぜこの区域がたびたび洪水に見舞われることになったのだろうか。その疑問に答えるためには、この付近の灌漑水利の形態に注目する必要がある。

第5図には、土地割が乱れた区域と、その付近における主な灌漑水路の流路方向とが示されている。鞍馬街道よりも西側の、上賀茂集落から下鴨集落にかけての灌漑水路は、第2図の等高線からも明らかなように、東または南方向に流下していく。ところが、土地割が乱れた区域のすぐ西側では、ブロック5を境として、それまで東方向に延びてきた水路が途切れている。一方、ブロック5やブロック2・3・4・6・7・8への灌漑は、すべて明神川へと続く北西方向からの水路によってまかなわれている。これは、整然とした条里型地割に覆われていたとすれば、非常に不自然である。おそらく、この区域が洪水に襲われたことがきっかけで、水利系統もまた不規則に変化したものである。以降、この区域への灌漑は、この不規則な水路を経由して行われることになる。すなわち、初期の洪水によって土地割が乱れた区域への灌漑は、必ず第5図の水路A - B - D - F - L - Hか、A - B - C - G - Kを経由することになった。これらの水路は、双方とも曲流しながらFやGまたはL付近で接近している。そしてそこには、E - F方向から東流する水路も集まっていることが分かる。FやG、Lの付近は、北、北西そして西という3方向からの水流が集積する位置にあり、大雨や増水時には、おそらくこの付近から南側に溢れることが多かったのであろう⁴³⁾。

こうした洪水の形態は、賀茂川本流そのものの溢流によって生じたものではなく、主要灌漑水路である明神川を経由することによって発生したものであることが明らかとなった。このような、主要河川からやや離れた場所に導かれたとも考えられる洪水のタイプについては、すでに平安時代中期の天元5年(982)、慶滋保胤によって著された『池亭記』⁴⁴⁾にも明記されている。すなわち、「またそれ川辺野外、ただ屋を比べ戸を比べたるのみに非ず、兼ねてまた田と為し畠と為す。老圃は永く地を得て以て畝を開き、老農は便ち河を堰きて以て田に漑す。比年水有り、流溢れて箸絶えぬ。防河の官、昨日はその功を称され、今日はその破れに任す。洛陽城の人、殆魚と為るべきか。嗚かに格文を見るに、鴨河の西は、ただ崇親院の田を耕すことのみを免し、自余は皆悉く禁断す。水害有るを以てなり。しかのみならず、東河北野は四郊の二つなり。天子の時を迎へたまふ場、遊幸の地なり。人有て縦ひ居らんと欲ひ耕さんと欲ふとも、有司何ぞ禁ぜず制せざらんや」の部分がある。そこには、賀茂川を堰き止め、そこから水を引いて農耕を行うのは、洪水の原因となるの

でよくないといったことが指摘されている。また、平安京東京極のすぐ東側にあたる「鴨河の西」の地域も、崇親院の耕地以外は水害の危険を招くので農耕が禁止されていたことがわかる。さらに保胤は、平安京の北側一帯の地域も含めて、洪水の危険を防ぐため農耕を禁止させるべきだと主張している。こうした『池亭記』の記述から、保胤はむしろ、賀茂川に通じる灌漑水路を經由してきた洪水に対する危機感を強調していることが明らかである。これまでみてきたような賀茂川東岸地域の洪水のケースについてもまた、『池亭記』の記載と同様の原因によって発生したものと考えられる。

なお、第5図の南の部分にも水路M - Nの存在が確認される。この水路は、復原された河川であるX - Yの分流とも考えられるが、それにしてはMの地点で急に南側に分かれていくのは非常に不自然といえる。これはむしろ、ブロック2の下を通っていた水路とみた方がよいだろう。そうだとすれば、この水路の形成はブロック2よりも早くなり、少なくとも南北朝末期以前にまでさかのぼる。この水路M - Nの南側にもまた、土地割の乱れた区域がみられる⁴⁵⁾。さらに、近世の上賀茂村と下鴨村との境界も兼ねていた乙井川の南側にも、洪水によって生じたと考えられる土地割の乱れが確認される。しかし、これらの分析については、別稿に譲ることとしたい。

参考文献

- 1) この河川については、賀茂川・鴨川・加茂川などの文字があてられているが、本稿ではすべて「賀茂川」の表記で統一する。
- 2) 毎日新聞社編『鴨川 - 生きている京の歴史 -』, 毎日新聞社, 1959, 426頁。井上満郎『古代の三都を歩く 平安京の風景』, 文英堂, 1994, 255頁。
- 3) 中島暢太郎「鴨川水害史(1)」, 京都大学防災研究所年報26B-2, 1983, 75 ~ 92頁。
- 4) 千田 稔「聖なる「賀茂川」の脅威 その流路と氾濫の歴史」, (村井康彦編『武 貴族と鎌倉 京の歴史と文化2 (院政・鎌倉時代)』, 講談社, 1994, 所収), 89 ~ 126頁。
- 5) 勝山清次「平安時代における鴨川の洪水と治水」, 人文論叢(三重大学人文学部文化学科研究紀要) 4, 1987, 17 ~ 27頁。
- 6) 渡辺直彦『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂版』, 吉川弘文館, 1978, 385 ~ 403頁。
- 7) 増淵 徹「鴨川と平安京」, (門脇禎二・朝尾直弘編『京の鴨川と橋 その歴史と生活』, 思文閣出版, 2001, 所収), 22 ~ 62頁。
- 8) 臈谷 寿「鴨川と水」, 風俗17 - 2・3, 1979, 23 ~ 32頁。臈谷 寿「平安時代の鴨川」, (古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』, 角川書店, 1994, 所収), 607 ~ 614頁。
- 9) 河角龍典「歴史時代における京都の洪水と氾濫原の地形変化 - 遺跡に記録された災害情報を用いた水害史の再構築 -」, 京都歴史災害研究1, 2004, 13 ~ 23頁。
- 10) 市古貞次他校注『源平盛衰記(1)(巻第4白山神與登山)』, 三弥井書店, 1991, 124頁。
- 11) 高橋 学「古代後半~中世初頭における河原の出現」, (吉越昭久編『人間活動と環境変化』, 古今書院, 2001, 所収), 1 ~ 17頁。
- 12) 日下雅義『古代景観の復原』, 中央公論社, 1991, 81 ~ 167頁。
- 13) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本文徳天皇実録 新訂増補国史大系』, 吉川弘文館, 1981, 115頁。
- 14) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本三代実録(前篇) 新訂増補国史大系』, 吉川弘文館, 1983, 54頁。
- 15) 大正11年測図, 昭和10年修正測図, 同27年修正の図を用いた。
- 16) 竹内理三編『平安遺文 第1巻(168・175号文書)』, 東京堂出版, 1974, 165 ~ 180, 197 ~ 212頁。川尻秋生「広隆寺資材帳及び広隆寺資材交替実録帳について」, 古文書研究31, 1989, 55 ~ 80頁。
- 17) 葛野郡条里の里界線レベルの復原については, 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』, 大明堂, 1985, 209 ~ 239頁, の成果がある。
- 18) 戸口伸二「平安京右京の衰退と地形環境変化」, 人文地理48 - 6, 1996, 58 ~ 69頁。
- 19) 黒板勝美・国史大系編修会編『扶桑略記・帝王編年記 国史大系』, 吉川弘文館, 1932, 207頁。

- 20) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略 第三(後篇)新訂増補国史大系』,吉川弘文館,1980,86頁。
- 21) 金田章裕「郡・条里・交通路」,(古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』,角川書店,1994,所収),399~410頁。
- 22) 東京大学史料編纂所『大日本史料 大徳寺文書之八』,東京大学出版会,1970,1~22頁。
- 23) 『角川日本地名辞典』編集委員会編『角川日本地名大辞典 CD-ROM版』,角川書店,2002。
- 24) 愛宕郡ならびに愛宕郡条里の研究としては,米倉二郎「山城の条里と平安京」,史林39-3,1956,27~35頁,藤岡謙二郎「古代の大津京域とその周辺の地割に関する若干の歴史地理学的考察」,人文地理23-6,1971,1~15頁,角田文衛「愛宕郡と山代国造家」,(角田文衛『国分寺と古代寺院 角田文衛著作集第2巻』,法蔵館,1985,所収),14~32頁,岸俊男「山背国愛宕郡考」,(竹内理三古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』,吉川弘文館,1978,所収),261~290頁,および金田章裕(前掲21)を参照されたい。
- 25) 明神川の流れについては,勝矢淳雄「賀茂別雷神社と明神川に関する歴史的考察」,京都産業大学国土利用開発研究所紀要21,2000,13~31頁,に詳しい。
- 26) 須磨千穎『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』,法政大学出版局,2001,877頁。
- 27) 須磨はこれを,「さざれ田」と読んでいる。前掲26),481~482頁。
- 28) 以下,本文に『地からみ帳』『検地帳』等の記載がしばしば出てくるが,すべて前掲26),須磨の翻刻によった。また,同氏による「田地復元図」も参考・引用させていただいた。
- 29) 矢沢大二・戸谷洋・貝塚爽平『扇状地-地域的特性』,古今書院,1971,306~317頁。
- 30) この図の作成にあたっては,昭和4年(1929)に刊行された京都市役所編『空中より見たる京都市街圖 寫真』(以下,『京都市空中写真』と呼ぶ),および国土地理院の「昭和36年(1961)撮影1万分の1空中写真」を利用した。なお,『京都市空中写真』の閲覧にあたっては,河角龍典氏の協力を得た。また,この写真の撮影年は昭和2年と考えられる。
- 31) 国土地理院の「昭和36年(1961)撮影1万分の1空中写真」によって判読した。
- 32) 須磨千穎(前掲26),243~270頁。
- 33) 宝徳3年の岡本郷・中村郷『地からみ帳』には,「川」の記述が合計14か所みられる。この6か所を除いた残りの記述は,現在も賀茂御祖神社から糺の森を流れる泉川に関するものが2か所と,近世以降,上賀茂・下鴨両村の境界となった乙井川に関する記述が5か所,普通の水路にあてた例外的な記述が1か所となっている。この1か所を除けば,すべて河川と認識されるほどの主要な灌漑水路であることより,この6か所の「川」も,同様の幹線水路であったとみなされる。
- 34) ブロック9については,次章で触れる。
- 35) 須磨千穎(前掲26),238~239頁,および付図[1]「宝徳三年岡本郷地からみ帳記載田地復元図」による。
- 36) 竹内理三『鎌倉遺文古文書編第8巻(4088号文書)』,東京堂出版,1974,240頁。
- 37) 須磨千穎(前掲26),570~571頁。
- 38) 須磨千穎(前掲26),567頁。
- 39) 須磨千穎(前掲26),597~598頁。
- 40) 天文20年『検地帳』には,「松本」は「松下(まつもと)」と書かれている。
- 41) 須磨千穎(前掲26),366~389頁。
- 42) 須磨千穎(前掲26),243~270頁。
- 43) なお,この付近には条里制の施行以前にも北西から南東方向に流れていたと考えられる流路が存在していた(高橋潔「植物園北遺跡」,(京都市埋蔵文化財研究所『平成2年度京都市埋蔵文化財調査概要』,京都市文化財研究所,1996,所収),71~72頁)。この流路は,さらに第5図のK付近からL-Hの間を通過し,さらに西北西へと延びていることが,『京都市空中写真』から判読される。
- 44) 大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注『新日本古典文学大系27 本朝文粹』,岩波書店,1999,86~93頁。
- 45) これとは別に,現在の植物園北東部にも,室町時代後半期には埋没したとされる溝が確認されている(長戸満男・小森俊寛「植物園北遺跡2」,(京都市埋蔵文化財研究所『平成元年度京都市埋蔵文化財調査概要』,京都市文化財研究所,1994,所収),117~118頁)。

(本学文学部教授)

Traces of Flood in the Eastern Area of *Kamo* River

by

Hirofumi KATAHIRA

The purpose of this study is to reconstruct the traces of floods of the historical age in the eastern area of *Kamo* River. In this area, the regular land-division by *jo-ri* system has been left from the ancient times to the early *Showa* period. However, it can be seen that the land-division is violently disordered in a part of this area. This shows the fact that this area was heavily damaged by the floods. In order to analyze the traces of floods in the historical age, aerial photographs, cadastral maps, old place names and historical archives (such as, *Jikarami-cho*, *Kenchi-cho*, etc.) were used. It can be seen that the floods to this area were occurred at least 9 times since 1231 (*Kangi* 3). And it turned out that at least 4 times of this kind of flood occurred between 1231 and 1451 (*Hotoku* 3). The flood occurred, when a heavy water came from the *Kamo* River via main irrigation waterway (the *Myojin* River). The same type of flood is also written in the historical archives (*Chitei-ki*) of the *Heian* period.